

廃棄物処理計画等策定事業

1 事業の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定により、都道府県は廃棄物処理計画を定めなければならないとされている。

本県においても、5年ごとに「岡山県廃棄物処理計画」を策定するとともに、同計画における産業廃棄物に係る数値目標等の進行管理を行うため、毎年度、岡山県内の産業廃棄物の排出量、最終処分量等の実態調査を行っている。

2 令和5年度実績

第5次岡山県廃棄物処理計画で設定された産業廃棄物に係る数値目標等の進行管理を行うとともに、第5次岡山県廃棄物処理計画で設定された産業廃棄物に係る数値目標等の達成状況を確認するため、令和4年度における岡山県内の産業廃棄物の排出量、最終処分量等の実態調査を行った。

【関連ページ】

第5次岡山県廃棄物処理計画

<http://www.pref.okayama.jp/page/770927.html>

岡山県の廃棄物の状況と対策

<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-38434.html>

【担当部署】

環境文化部 循環型社会推進課 資源循環推進班（廃棄物処理計画）

産業廃棄物班（産業廃棄物実態調査）